

市税等の納付は口座振替で延滞金のリスクを回避しましょう



ページ番号 1001764 【問い合わせ】 収納課 ☎84-0624

「納付書をなくしてしまった」「うっかりしていたら納期限が過ぎていた」…こんなことはありませんか？
たとえ「つい、うっかり」でも、納期限を過ぎた税金には**延滞金**がかかります。

また、法律により、**財産調査**や**差押え**の対象になります。

口座振替なら、納付書をなくすことも、うっかり納期限を過ぎてしまうこともありません。今すぐ口座登録を！

9月28日(月)までに口座登録すれば、市県民税3期(普通徴収)の振替に間に合います！

申込みできる税・料

- 市県民税(普通徴収・特別徴収)※市県民税(特別徴収)は紙での申請のみ
- 介護保険料 ●固定資産税・都市計画税 ●市営住宅使用料(駐車料金) ●軽自動車税
- 墓地管理料 ●国民健康保険税 ●保育・教育費 ●後期高齢者医療保険料
- 上水道料金(下水道使用料を含む)

登録可能な金融機関

- 知多信用金庫 ●半田信用金庫 ●碧海信用金庫 ●岡崎信用金庫 ●西尾信用金庫
- あいち銀行 ●三菱UFJ銀行 ※紙での申請のみ ●名古屋銀行 ●大垣共立銀行
- 十六銀行 ●あいち知多農業協同組合 ●東海労働金庫 ●ゆうちょ銀行

登録方法

紙(口座振替依頼書)またはWeb(Web口座振替受付サービス)のいずれかでご登録いただけます。
Webでの登録の場合、通帳印が不要で手続きがご自宅で完結するのでおすすめです。

【口座振替依頼書配布場所】

- 市役所1階 収納課窓口 ●市内の金融機関窓口 ●市ホームページ

Web口座振替
受付サービス



税務課からのお知らせ

【問い合わせ】 税務課 ☎84-0621

令和9年4月1日から証明書等交付手数料を改定します

詳しくは市ホームページをご覧ください。

なお、名寄帳および公図等閲覧手数料は利用者の急激な負担増にならないようにする
激変緩和措置の対象外です。



住宅の改修にともなう固定資産税の減額

住宅の耐震改修やバリアフリーの改修、省エネ改修等を行った、一定の要件を満たす住宅
は、工事完了日から3か月以内に税務課へ必要書類を提出すると、改修工事が完了した年
の翌年度分の固定資産税が減額となります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



土地・家屋の利用方法等の変更

家屋の取り壊しや新築・増改築、土地・家屋の利用方法の変更があった場合、翌年度から
固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

